

広報

NO. 38

# いっしょ

## 国勢調査

あなたの家にふだんいる人は……  
 あなたの生年月日は……  
 あなたの職業とその種類は……  
 十月一日を調査日現在として、全国いっせいに国勢調査が行なわれます。調査された事項は他の目的以外に使われることはありません。

あなたからおしえていただいたことは、国の政治や行政に都道府県や市町村の行政に直接役立つ資料となります。

この調査の対象とされる人は、十月一日の前後を通じて三ヶ月以上にわたって住むことになっている人です。

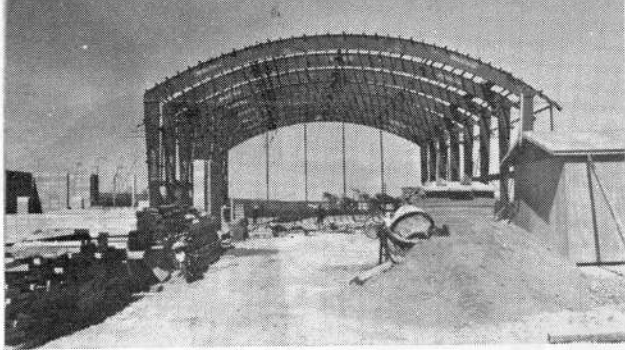
この調査には正確な調査を得られるよう、調査員がご家庭を訪問いたしますので、ひとりの高い関心とご協力をお願いします。

10月1日実施



10月号

# 村の事業次々と着工

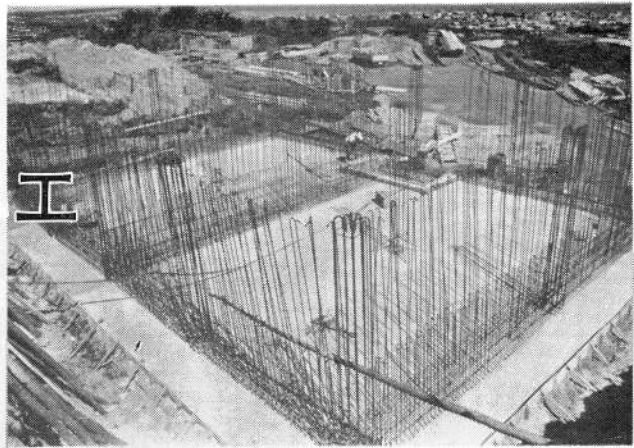


完成を待たれる青少年センター

▼漁船保全施設  
(船揚場整備)  
折戸地内、コンクリート斜路二設

▼設置場所 字大岩(常呂船揚場)  
工事費二百万円  
工期六月二日～七月十日、請負人字鹿部吉建設株式会社

▼経営林道鹿部川支線開設事業  
字鹿部、工期六月十一日～八月十日、工事費二百七十三万九千円、請負人吉建設



第3次水道拡張工事

▼船揚場新設工事  
○設置場所 字本別(一、二、三、四号)  
工事費二十五万円、字大岩(二号)工事費四十四万円、字大岩(三号)工事費四十五万円、字大岩(四号)工事費三十万円、工期六月二日～七月十日、請負人(いづれも)字鹿部、道南建設株式会社

○設置場所 字宮浜(折戸船揚場) 工事費百十六万円、工期六月二日～七月十日、請負人七飯町株式会社鈴木木事業所

ことしの鹿部村の事業は着々とすすんでいます。主な事業の内容と進捗の状況をお知らせします。

▼設置場所 字大岩(常呂船揚場)  
工事費二百万円  
工期六月二日～七月十日、請負人字鹿部吉建設株式会社

▼経営林道鹿部川支線開設事業  
字鹿部、工期六月十一日～八月十日、工事費二百七十三万九千円、請負人吉建設

▼鹿部市街地第一号線局部改良  
工期九月一日～十一月十日、工事費三百九十九万円、請負人吉建設

▼公営住宅新築工事  
字宮浜、工期九月一日～十二月十日、工事費八百三十五万円、請負人道南建設(字本別出来瀾)

▼第三次水道拡張工事  
字鹿部、工期九月一日～十一月二十日、工事費二千六百万円、請負人札幌市北海土木工業株式会社

▼公営住宅新築工事  
字宮浜、工期九月一日～十二月十日、工事費八百三十五万円、請負人道南建設(字本別出来瀾)

▼第三次水道拡張工事  
字鹿部、工期九月一日～十一月二十日、工事費二千六百万円、請負人札幌市北海土木工業株式会社

▼生活館新築工事  
字宮浜、工事費七百二万円、工期七月三十日～十一月十五日、請負人鈴木木事業所

▼青少年会館新築工事 字宮浜、工事費一千七百九十八万円、請負人鈴木木事業所、工期七月三十日～十一月十五日

▼生活館新築工事  
字宮浜、工事費七百二万円、工期七月三十日～十一月十五日、請負人鈴木木事業所

▼第三次水道拡張工事  
字鹿部、工期九月一日～十一月二十日、工事費二千六百万円、請負人札幌市北海土木工業株式会社

▼公営住宅新築工事  
字宮浜、工期九月一日～十二月十日、工事費八百三十五万円、請負人道南建設(字本別出来瀾)

▼鹿部市街地第一号線局部改良  
工期九月一日～十一月十日、工事費三百九十九万円、請負人吉建設

この他、本年度工事着手予定のもの、および、小事業については省略いたしました。  
▼公営住宅については現在入居者を応募しております。

百平方、事業費百八十一万円、工期六月十五日～十月三十一日、請負人鈴木木事業所、常呂地内、コンクリート斜路二百九十五・五平方メートル、事業費二百七十五万円、工期七月十日～八月二十日、請負人吉建設

▼一般(里山)林道滝の沢支線開設事業 字大岩、工期八月一日～九月三十日、工事費二百六十六万円、請負人鈴木木事業所

▼青少年会館新築工事 字宮浜、工事費一千七百九十八万円、請負人鈴木木事業所、工期七月三十日～十一月十五日

▼生活館新築工事  
字宮浜、工事費七百二万円、工期七月三十日～十一月十五日、請負人鈴木木事業所

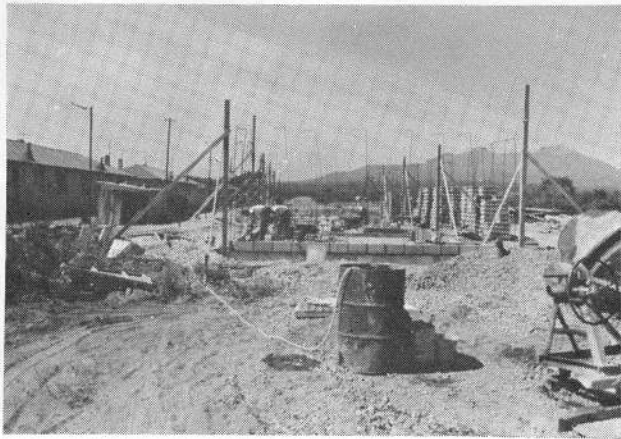
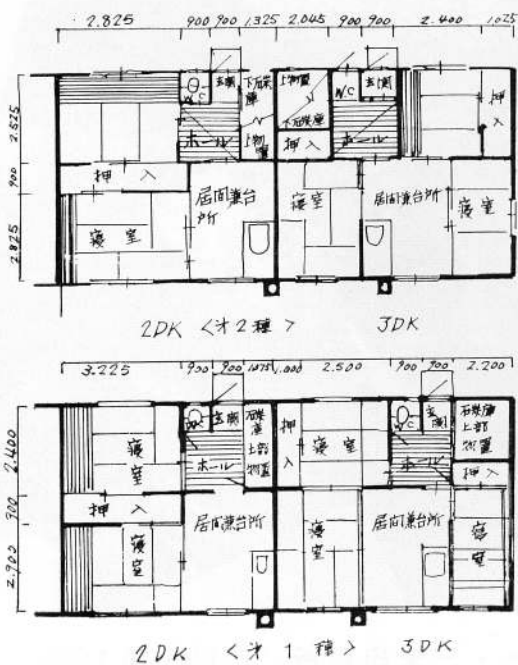
▼第三次水道拡張工事  
字鹿部、工期九月一日～十一月二十日、工事費二千六百万円、請負人札幌市北海土木工業株式会社

▼公営住宅新築工事  
字宮浜、工期九月一日～十二月十日、工事費八百三十五万円、請負人道南建設(字本別出来瀾)

▼鹿部市街地第一号線局部改良  
工期九月一日～十一月十日、工事費三百九十九万円、請負人吉建設

この他、本年度工事着手予定のもの、および、小事業については省略いたしました。  
▼公営住宅については現在入居者を応募しております。

これについての概要は次のとおりです。  
○建設ケ所字宮浜に第一種公営住宅八戸(2DK三室六戸、3DK四室二戸)字本別出来瀾は第二種公営住宅八戸(2DK三室六戸、3DK四室二戸)でコンクリート補強ブロック造(簡易耐火構造平家建)です。  
入居を希望する方は十月九日まで村役場総務課に申し込みしてください。



宮浜公営住宅



# 育ててとる

## 漁業へ

### 栽培漁業センター着工

北海道水産部では近年遠洋、沖合い漁業の生産が停滞していることなどによって生産が低下してきていることで、「とる漁業」から増養殖により資源の培養を図りながら「育てとる漁業」への転換をすすめています。とくに、来年度から始まる第三期総合開発計画の中で栽培漁業の振興が大きくとりあげられています。

本村字本別出来潤にも栽培漁業総合センターを設置されます。

目下この工事が着々とすすめられております。この施設、設備は二年計画で設置されます。

このセンターは、約五万平方メートルの敷地に実験棟、培養棟、飼育棟からなる約二平方メートルの建物を建設し、水族環境調節装置など、水産種苗の大量生産とその管理養成のために必要な機器類を設備した近代的施設となります。当面は、計画的な種苗生産が可能となったコンブ、ノリ、アワビ、ホツキガイ、ツブ類などの研究を行ないました、その他カニ、エビ、ヒラメ、ソイなど本道の特産的な高級魚介類についても生産

技術を確立し、生産を拡大してゆく計画です。

その他、海域の利用拡大をはかるため、消波施設、係留施設、漁場底質改善などの水産土木工法を開発する水理土木実験施設、漁業者に専門的知識を与え技術を習得させるための栽培漁業研究施設などの附属施設を整備するほか、水中観測船、作業船なども配置する計画です。

本年度施設するものは培養室四室、小培養室三室、研究室三室、事務室一室、実験室一室、機械室一室、会議室一室、その他施設などが建設されます。

施設の総面積は二、〇六三・五〇㎡です。

### 人事移動

庁内（四十五・十・一付）

助役 十村 氏 退任

後任助役に 大堀 氏

▼助役 十村勝治（退任）

▲助役 大堀良一（前収入役）

▼収入役 小田輝次（前水道兼水産課長）

## 暖房器具の整備を完全に

### 秋の火災予防運動

●多いストーブ、煙突の火災●

十月に入ると、ほとんどの家庭や職場で、暖房器具を使いはじめます。この時期は、例年火災の件数がふえ、春先についで火災の多い時期となっています。

道内でおきた火災の原因を調べてみますと、ストーブや煙突による火災が最も多くなっています。

暖房器具を取りつける前には、もう一度ストーブ、煙突、ストーブ台などをよくしらべ、亀裂しているもの、破損しているもの、調子の悪いものなどは新しいものと交換するか専門業者に修理してもらってください。

ストーブ、煙突などは、ふすまや板壁などの燃えやすいものから離し、メガネ石もよくしらべて、破損しているものは取りかえてください。

薪ストーブやルンペンストーブでは不燃性のストーブ台を使い、床や畳との間に空間をとって通気をはかるようにしてください。またストーブに干し物の用具を取りつけることも、火災のもととなるので注意してください。

●石油、プロパンにも正しい知識を●

石油やプロパンガスストーブが普及していますが、これらもちょっとした故障や取り扱いの不注意から思わぬ事故を起こすことがあります。説明書をよく読んで正しく使用してください。

石油（灯油）は発火点が高いため、ガソリンほどの危険性はありませんが、ガソリンの温度が上るとガソリン同様危険なものとなります。点火したまま油を補給したり、持ち運んだり、油もれや、こぼれた油をそのままにしておくことは絶対に禁物です。

プロパンガスは、空気の約一・五倍の重さがあり、もれると室内の低い所にたまり、ちよっとした火だねや、電気器具のスパークなどでも爆発します。使用した後は必ず元栓をしめてください。

またコンロやストーブに接続するゴムホースや二年に一度取りかえるようきめられています。時々しらべてみる必要があります。もし故障したり、調子が悪いときには、すぐ販売店に連絡して完全に直してから使用してください。

ことしも十月十五日から十月三十一日まで、道と市町村が一体となって秋の火災予防運動を実施します。火災をださないようにしてください。

### 行政相談週間

行政管理局では十月十一日から十七日までを行政相談週間とし、週間中は各種の催しを行なうことになっています。これは役所のこととで困っていることを解消してあげる『行政相談』制度について広く皆さんに知っていただきたいためのものです。行政相談委員は本

村の民生委員と合同で行政相談所を開催する予定になっております。日時についてはあとで回覧などでお知らせします。

行政相談委員 松本政信（漁協）

行政相談は国や道、市町村（固有事務を除く）、公社、公団、公庫が行なっている仕事の苦情を解決するものです。恩給、年金、登記

、戸籍、消防、税金、生活保護、学校、環境衛生、建築、道路、下水道、河川、交通、郵便、電信電話、農地、公害、労働、失業保険、公庫金融などで困っている方はどんな小さなことでも気軽にご利用ご相談ください。

親身になって解決に努力し、また申し出た人の秘密は守られ費用も一切かかりません。

# 交通安全運動に参加しよう。



秋の交通安全総ぐるみ運動  
10月6日～10月15日まで

四十五年秋の交通安全総ぐるみ運動は全国統一運動として十月六日から十五日までの十日間実施されます。これからの時季は紅葉の季節とともに、本格的な観光、行楽シーズンを迎え、交通事故がさらに激増することが予想されます。

この運動は道路交通に関係のあるすべての人が交通安全思想を身につけ、正しい交通ルールを習慣づけようとするものです。

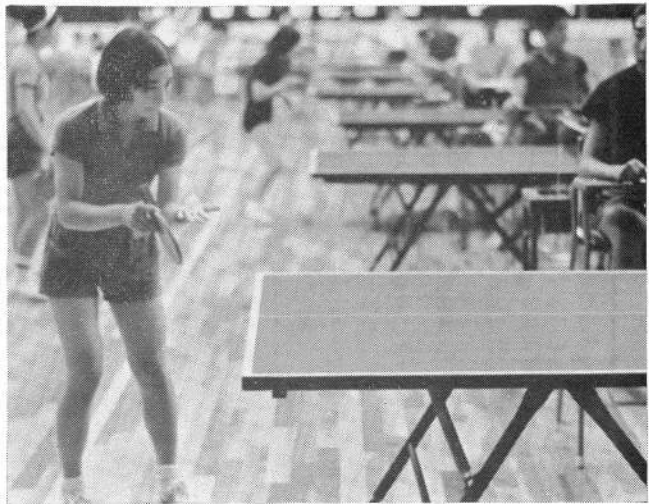
この運動の趣旨を理解し、交通事故のない村づくりに協力しましょう。

### ▼歩行者の安全を守ろう

- (1) 幼児、老人、目の見えない人など身体障害の人などの歩行中には安全な通行をさせるため、手を引いて誘導してあげましょう。
- (2) 親がまず子供の手本となる正しい歩行をしましょう。
- (3) 幼児を一人歩きさせないようしましょう。
- (4) 子供の道路での遊びは危険です。互いに声をかけ注意をしましょう。
- (5) いつも安全な速度で走行し、幼児などのとび出しにも気をつけましょう。
- (6) 学校や幼稚園の近くでは、安全をたしかめて運転をしましょう。

### 実施内容

## 第五回 全道中学生卓球選手権大会で 女子団体優勝



全国大会での北海道代表佐藤みよさん（鹿中）

七月二十八日全渡島中体連卓球大会で鹿部中学校が二年ぶりに二度目の団体優勝を個人では第三位に天満淳子さんと佐藤みよさんの二人が入賞、第五回全道中学生卓球選手権大会に団体、個人共に参加しました。大会は八月十一・十二・十三日の三日間札幌市立体育館で全道十四支庁より団体男子三十チーム、女子二十五チーム、個人は男女それぞれ百二十名ほど出場しました。鹿部中学校の女子は六名出場し、各種目で善戦健闘、強豪ぞろいの各地区選手

を次々に連破し、決勝で前年度の優勝校上川代表の旭川中学校と対戦、三対一でこれを破り、女子団体優勝をなしました。

個人戦では天満淳子さんが四回戦で惜敗、佐藤みよさんが、決勝で稚内代表に負け、第二位となり北海道代表として全日本卓球大会に個人戦のみが出場しました。

### 全国大会へ

試合結果は次のとおりです。  
一回戦 鹿部中三対

## 所得比例年金制度が新設されました

この制度は、国民年金に必ず加入しなければならない人のうちで、保険料をもっとかけて年金額をふやして欲しいという希望をもっている方々の強い要望にこたえてつくられた方法です。

保険料は月八〇〇円（一般分四五〇円、所得比例分三五〇円）で年金額は保険料を二十五年納めた場合十五万円（一般分九万六千円、所得比例分五万四千円）で月額一万二千五百円）となります。

この制度に加入される方は印鑑持参の上年金係に申し出てください

## 赤い羽根共同募金にご協力下さい

赤い羽根は社会福祉募金を一つにまとめた窓口です。

ことしも赤い羽根の共同募金が全国的におこなわれています。お互が少しでもしあわせになれるよう、あたたかい善意を持ちましょう。

私たちの住んでいる社会には、みよりのない子供やおとしより、からだの不自由な人、働ける人っていない家庭など、恵まれない人たちがたくさんいます。それらの人びとが少しでもしあわせになれるよう、社会保障制度の充実をねがいながら、みんなの力でたすけあつてゆきたいものです。

### 月40円、年480円の保険料で…… 村民交通傷害保険継続手続きを忘れずに

村民交通傷害保険の有効期間が9月30日で満了しました。継続手続きを忘れず家族ぐるみで交通事故に備えましょう。10月1日からは増える交通事故に伴い保険金支払が多く、保険料が年間480円1ヶ月40円に改め支払われる保険金もつぎのとおり改正されました。

死亡 50万円

後遺傷害 30万円

○治療期間	6ヶ月以上	6万円
〃	5ヶ月以上	6ヶ月未満 5万円
〃	4ヶ月以上	5ヶ月未満 4万円
〃	3ヶ月以上	4ヶ月未満 3万円
〃	2ヶ月以上	3ヶ月未満 2万円
〃	1ヶ月以上	2ヶ月未満 1万円
〃	1週間以上	1ヶ月未満 5千円
〃	1週間未満	2千円

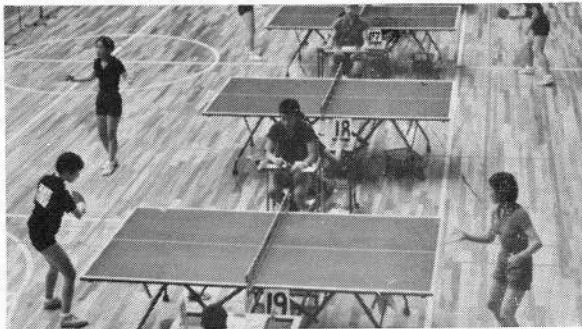
○申込は一人1ヶ月40円で来年9月までの保険料と印鑑を持参総務課窓口までおいでください。

○万一事故がおきたときも被保険者カードを持参早めに総務課においでください。

○お問い合わせは 電話131番 総務係へ

全国大会北海道代表  
佐藤みよさんの善戦  
(向つて右) →

全道大会 団体優勝  
(鹿中) 写真下  
左から天満淳子、工藤佑子、平野良子、  
桜田純子、佐藤みよ  
古城明美



一 釧路弥生中  
二 回戦 鹿部中三対〇札幌柏中  
三 回戦 鹿部中三対二美唄中  
準決勝 鹿部中三対〇羽幌豊  
岬中  
決勝 鹿部中三対一旭川中  
八月二十五・二十六日の二日間東京都中野区立体育館において、第一回全日本中学生選抜卓球選手権大会が開催され北海道から男女各四名、全国で男女各百名参加しました。第一日は五名を一グループとし二十グループで予選リーグを行ない、佐藤みよさんは宮崎県、島根県、奈良県、東京都代表と対戦し、二勝して予選を通過、第二日目六

### 佐藤みよさん(鹿中)が北海道代表として

十名によって決勝トーナメントが開始されました。一回戦目佐藤さんは東京代表と対戦し二対〇で負けました。北海道代表は二名だけで決勝トーナメントに進出しましたが、いずれも初回で負けてしまいました。本村から全道、全国の強豪相手によろしくも負けはしましたが、心から今後の活躍を期待し、選手はじめ、関係者の方々の労をねぎらいたいと思います。

### 郵便番号は住所の一部です 郵便物には必ず郵便番号を書きましょう

- 記
- 一、水道事業 一一、二〇万円
  - 二、小中学校増改築 九、六〇万円
  - 三、公営住宅 九、四〇万円
  - 四、その他 四、五〇万円

村民の皆さんが加入されている簡易保険は、毎月郵便局から集金され、郵政省に払込まれますが、全国から集まった保険料は、満期、死亡などによる保険金に支払われたほかは、全国の市町村財政資金として還元融資され鹿部村でも、次のように地元郵便局を通じて融資をうけ、有効に利用されております。

最近融資をうけたものに、昭和四十三年公営住宅建設と、昭和四十四年公営住宅建設があります。

### 危険がいっぱいの現代に備えて 傷害つと簡易保険に加入しましょう

- ▼正しい道路の横断につとめよう
  - (1)横断歩道があるところでは必ずこれを利用しましょう。
  - (2)横断歩道を利用するときは、車が遠くにいることを確認し手をあげて、運転者に合図をしてから渡りましょう。
  - (3)付近に横断歩道のないときはできるだけ交差点を利用し、安全をたしかめてまっすぐに渡りましょう。
  - (4)車のすぐ前後や、ななめ横断はやめましょう。
- ▼自転車は正しく乗りましょう
  - (1)自転車の二人乗りや、無灯火はやめましょう。
  - (2)交差点や曲り角では必ず安全をたしかめ、右左折するときは合図することを守りましょう。
- ▼道路はいつも整頓しましょう
  - (1)通行のじやまになる物を道路に置かないようにしましょう
- ▼飲酒運転をやめよう
  - (1)運転者は飲酒運転をやめましょう。酒を飲んだ人には絶対に運転をさせないようにしましょう。
  - (2)深酒や二日酔いなどの状態で車を運転しないようにしましょう。
  - (3)飲酒運転は神経をマヒさせ、重大事故を引起す原因になります。
- ▼無謀な運転はやめよう
  - (1)定められた速度を守り、スピードの出し過ぎや、無理な追越し、追ぬき、割込み、信号無視などはやめましょう。
  - (2)ふみきりでの一時停止と左右の安全確認をしましょう。
- ▼車輛は点検整備しましょう
  - (1)車をいつも点検し、不良ヶ所を早く発見しましょう。



# 交通事故相談早わかり (その5)

## 調停

### ▼裁判より簡単

示談がまとまらないときは、調停という方法があります。

これは、調停委員会(裁判官一名、調停委員二～三名で構成)が双方の言い分を聞いて道理にかなった解決を見いだしてくれるもので、裁判にくらべて手続きが簡単で、費用も少なく一、二ヶ月で解決が得られます。

### ▼申し立ての方法

相手方の住所地の簡易裁判所へ調停申立書をつくって(または口頭申立て)申し出ます。

これには

- 一、相手方の住所、氏名
- 二、請求する金額
- 三、申し立ての趣旨
- 四、申し立ての理由

を必ず書くことになっています。申し立ての費用は、次のとおりですがこのほかに、関係人呼び出すための切手代などが必要で

調停を求めらる賠償額	手数料
五〇万円まで	二、二〇〇円
一〇〇万円まで	三、二〇〇円
三〇〇万円まで	七、二〇〇円
五〇〇万円まで	一、二〇〇円

### ▼判決と同じ効果

調停でのお互いの話しがまとまり、調停調書に内容が記載されますと、裁判の判決があったのと同じ効果が生まれ、相手がこの約束を守らないと直ちに強制執行をすることが出来ます。

しかし、調停には、お互いに主張をまげない場合、相手呼び出しに足りない場合には調停不成立になる欠点があります。

この場合には裁判にかけるより仕方ありません。

## 裁判

### ▼専門的に早い審理

示談も調停もできないというところになると、最後に残された道は裁判です。一般に裁判になると日数がかかるという心配がありますが、最近では早期に判決がなされているようです。

裁判に訴えるには、自分の住所地か、相手の住所地、または事故の発生地にある地方裁判所(請求額一〇万円までは簡易裁判所)へ「訴状」を出して訴えます。

### ▼当座の費用は仮処分

裁判が長びき、加害者から全然賠償金を払ってもらえないため、当座の治療費や生活費に困ったときは、裁判所に申し立て仮処分によってある程度の支払いを受けることが出来ます。

### ▼費用

○裁判費用  
裁判にかける場合は、手数料(印紙代と訴状の副本を相手方に送るための送達料が必要です)。

### ○弁護士費用

弁護士に依頼するときには、まず「着手金」を支払い、判決後「謝金」を支払うことになり、謝金は一割ないし、三割程度となつていきます。もっとも、事件のむずかしさなどによって金額に多少の違いはあります。

## おわび

今月号は都合により、衣食住健康、鹿部村歴史物語を掲載していません。

## 道夫一家

藤恒美



## 昭和45年度 下半期 予定接種実施計画表

百日ゼキ・ジフテリヤ・破傷風三種混合		小児マヒ予防ワクチン
回	月 日	月 日
第1回	9月24日	
第2回	10月30日	10月15日
第3回	11月27日	
実施場所 工藤医院		左と同じ
時間 午後1:30~3:30		左と同じ
◎生後3ヶ月以上の乳幼児		◎昭和44年7月1日より昭和45年1月31日迄に出生したもの(今年春は1回飲んだもの)
◎現在迄一度も完全接種したことのないもの		◎昭和45年2月1日より6月30日迄に出生したもの(今回初めて飲むもの)
※以上第1期該当者3回接種します		◎今迄一度も飲んだ事のないもの
◎第1期を完了して1年~1年半を経過した幼児(第2期)		
※1回接種します		

## 遺児福祉修学資金貸付制度が実施されます

経済的に困っている遺児が、好学校に進学した場合は高等修学資金、今までの修学資金だけでは不十分な点があることから、これとあわせて修学資金(授業料、学用品、通学費などの就学に直接必要な経費)が貸付されることになりました。対象となる児童は二十歳未満で父母またはそのいづれかが死亡した児童やこれに準ずる児童(離婚、父母のいづれかが不具病や、行方不明など)です。

貸付額：一人月額 一、五〇〇円 以内

利率：無利子

据置期間：修学終了後六ヶ月(大学進学またはその期間だけ延長)

償還期間：据置期間経過後二十年以内

※くわしいことは役場民生課社会係へお問い合わせください。

## 渡島支庁だより

十月は自動車税を納めていただく月です

○自動車税の納期は 十月十五日から 十月三十一日まで

○納付書は 十月九日に郵送されます

○納めるところは 支庁(税務出張所)の窓口、銀行、信用金庫、農協、漁協などです。

○領収証は 納税証明書を兼ねておりますから納税したときは検査証入れにしまっておくと車庫のときそのまま使用できます。

○税金は 自主的に納期内に納めましょう